学校施設開放の注意事項

☆申込の際の注意事項

①ジュニアの団体（スポーツ少年団等）は、最大３回/週の申込みを受け付けます。
②一般団体（ジュニア団体以外）は、最大２回/週の申込みを受け付けます。
　※①・②とも同一体育館での申込みも最大回数以内なら申込可。（ものづくり学校除く）
③ジュニアの団体等で男女別に活動している場合は、それぞれ１団体として申込みを受け付けます。
　《例》　○○スポーツ少年団男子／○○スポーツ少年団女子
④元は同じ団体で、Ａチーム・Ｂチームなどに分けてやチーム名が別で構成員が一緒の団体は最大回数を超えての申込は受け付けません。
①・②に該当する団体は、利用希望団体が多い場合には回数を調整させていただく場合があります。予め御了承ください。
※複数回申込をする団体は、必ず申込希望順位を記入ください。
希望順位とは複数申込んだ学校で利用したい学校の優先順位を高い方から1、２、３と記入してください。
調整が必要の際、希望順位を配慮する場合がございます。
《例》月曜日のA小学校体育館③／木曜日のA小学校体育館①、B小学校土曜日②。など
《例》の考え方。1番利用したい体育館は木曜日のA小学校の体育館以下、
B小学校の土曜日体育館、月曜日のA体育館の順

☆申込について

①申込期間を過ぎた申込書は受付できません。
②申込期間が過ぎた後、申込を希望する団体（申込忘れや枠が必要になった団体など）
　重複団体の調整会議後、２次受付開始日以降に申込いただけます。
　※空いている枠にて申込いただけます。
③営利を目的としている団体の申込みは受け付けません。
④定期利用での申込みのみ受付をさせていただきます。
　※単発利用の団体又はグラウンド（夜間照明施設除く）利用団体の方は、直接利用になりたい施設（学校）に申込ください。（スポーツ振興室での受付ではございません。）

☆利用ついて（厳守）

①利用許可証が団体（代表者等）の方に届いてから体育館の利用が可能となります。
②学校体育施設の設備に合った利用方法で使用してください。
③利用許可施設の他団体への『又貸し』や他団体からの『又借り』は違反行為となります。
　※どうしても施設利用が変更になる場合はスポーツ振興室へ連絡すること。
④ゴミは必ず持ち帰り、学校のゴミ箱は使用しない。
⑤利用休止など連絡事項は三条市メール配信サービスにて周知します。
　必ず『三条市メール配信サービス』の登録をお願いします。
⑥活動にあたり学校に持込んだ備品は各自で管理してください。
　また、学校に備品を置いて帰ることは一切認めておりません。
⑦学校の備品等は動かさないでください。活動するにあたり動かした場合は、必ず元の場所に戻してください。
⑧利用時間内には準備、片付けを含めることとし、時間内に利用を終了してください。
⑨学校開放は地域住民や学校から御理解と御協力をいただきながら行っている事業です。
　マナーを守り近隣住民や、学校の迷惑にならないようにしてください。

注意①　体育館設備や学校の備品等を損傷または滅失した場合、実費弁償していただきます。また、速やかに学校、スポーツ振興室へ報告し学校開放日誌にも記入してください。

注意②　「学校施設開放の注意事項」「学校施設開放利用上のルール」やマナーが守れない場合は利用の制限を行います。また、基準に関係なく学校からの指示がある場合は学校と協議を行い、長期の利用中止や登録の抹消等の対応をとる場合もあります。

違反の回数	対応
1回目	1ヶ月利用中止
2回目	3ヶ月利用中止
3回目以降	登録抹消